第５節　自己啓発等休業制度

自己啓発等休業制度は、公務において行政課題の複雑・高度化が顕著となっている情勢に対応できるよう、職員について幅広い能力開発を促進していく必要がある等の観点から、自己啓発等休業法により、自発的に職務を離れて大学等で修学することや国際貢献活動への参加を通して国際協力に資することを希望する意欲ある職員に対し、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことを認めることができる無給の休業制度である。

平成24年度における休業取得者は25人で、休業事由別人数をみると、大学等における修学が20人、国際貢献活動が５人であった。

第６節　災害補償

災害補償制度は、職員が公務上の災害（公務災害）又は通勤による災害（通勤災害）を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補塡（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としている。現在、補償法等において12種類の補償及び18種類の福祉事業が定められている。その直接の実施には各実施機関（各府省等）が当たり、人事院は、補償法の完全な実施のため、実施に係る基準の制定、実施機関が行う補償等の実施についての総合調整等を行っている。

１　災害補償の制度改正

⑴　給付水準等の改正

次の事項について改正を行い、平成25年４月１日から施行した。

ア　奨学援護金

奨学援護金の支給月額のうち、高校生等に係る額を18,000円から16,000円に改定した（規則16－３（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正）。

イ　平均給与額の最低保障額等

一般職の国家公務員の給与水準の変動等に対応して、次の事項について改正を行った。

㋐　年金たる補償等に係る平成25年度の補償額の算定に用いる平均給与額の改定率（平成２年人事院公示第８号の一部改正）

㋑　平成25年度の年金たる補償等に係る平均給与額の最低限度額及び最高限度額（平成４年人事院公示第６号の一部改正）

㋒　平成25年度の遺族補償一時金等の算定における既支給額の再評価率（平成４年人事院公示第７号の一部改正）

⑵　公務上疾病の例示内容の見直し

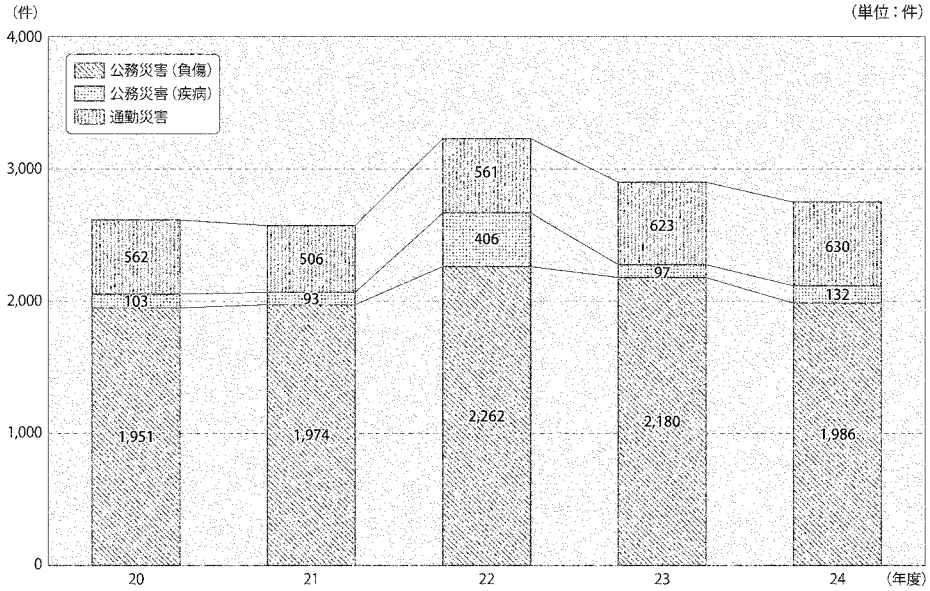
労働者災害補償保険制度の動向を踏まえ、公務上の疾病として例示されている内容を見直すため規則等の改正を行い、平成25年10月１日から施行した（規則16－０（職員の災害補償）等の一部改正）。

２　災害補償の実施状況

補償法は、常勤・非常勤を問わず、一般職の国家公務員に適用され、その適用対象職員数は約51万人（平成24年７月現在）である。

平成24年度に実施機関が公務災害又は通勤災害と認定した件数は2,748件（公務災害2,118件、通勤災害630件）であった（図５－７）。

図５－７　公務災害及び通勤災害の認定件数の推移



公務災害については、負傷によるものが1,986件（93.8％）、疾病によるものが132件（6.2％）となっている。

通勤災害については、退勤時よりも出勤時におけるものが多く、442件（70.2％）となっている（図５－８）。

図５－８　公務災害及び通勤災害の事由別認定状況

